

埼玉県国土利用計画とは

国土利用計画法

国土利用計画

埼玉県国土利用計画 (H22. 12策定) **策定任意** 《 議決計画 》

県計画の策定状況

	策定時期	目標年次
第1次計画	昭和53年 3月	昭和60年
第2次計画	昭和61年12月	平成7年
第3次計画	平成9年 3月	平成22年
第4次計画	平成22年12月	令和2年
第5次計画	令和5年度(予定)	令和15年(予定)

全国計画
(H27. 8策定)

- ① 県土の利用に関する基本構想
 - 県土の有効利用 ○人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用
 - 安心・安全な県土利用 ○多様な主体の参画、計画的な県土利用
- ② 県土の利用目的に応じた区分ごとの目標及びその地域別の概要 (単位: km²)

区分	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成20年	816	1,217	0	191	328	733	512	3,797
平成32年	773	1,217	0	195	340	766	507	3,798

③ 目標を達成するために必要な措置の概要

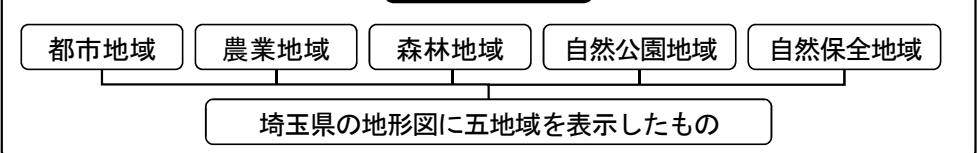
市町村計画

埼玉県土地利用基本計画 (H25. 2策定) **策定義務**

計画書

- 土地利用の調整
 - (1) 五地域区分の設定
 - (2) 五地域区分別の土地利用の原則
 - (3) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

計画図



埼玉県国土利用計画改定のスケジュール

令和4年4月 計画骨子案作成

8月 国土利用計画審議会（骨子案説明）

10月 計画書案作成

令和5年1月 国土利用計画審議会（計画書案の説明）

4月 国との意見交換

5月 県民コメント実施・市町村長の意見聴取

7月 国土利用計画審議会（諮問）

9月 県議会（議案上程予定）

10月 策定（予定）

第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本理念

- 本県の最大の課題である超少子高齢社会への対応と喫緊の課題である災害・危機管理対応などに県土の利用面から取り組み、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会である『日本一暮らしやすい埼玉』」の実現を目指す。

2 基本的条件の変化

人口減少と社会経済状況の変化

- ・人口減少への転換と急速に進む高齢化
- ・人口の地域的な偏在の進行と地域コミュニティの衰退
- ・未利用地などの増加とそれによる空間的な余裕の発生

災害の激甚化・頻発化と新興感染症の発生

- ・令和元年東日本台風などによる大きな被害の発生
- ・首都圏における大地震発生の懸念
- ・新型コロナウイルス感染症のまん延などの新たな脅威

都市化の進展と気候変動・自然環境

- ・都市化が進展し、農地・森林が減少
- ・地球温暖化の進行による気候変動
- ・生物多様性の損失、身近な緑の減少

3 県土利用に関する基本方針

計画的かつ有効な県土利用

安心・安全を実現する県土利用

人と自然が調和し、持続可能な県土利用

4 利用区分別の県土利用の基本方向

農地

- ・食料供給機能、保水・遊水機能面からの保全
- ・農業の生産性、収益性の向上
- ・荒廃農地の発生抑制

森林

- ・水源の涵養など多面的機能を持つ森林の整備と保全
- ・県産木材の利用拡大
- ・森林環境教育、県民参加活動などの場として総合的に利用

水面・河川・水路

- ・水資源の確保や自然環境面などからの水面の保全
- ・河川改修の推進
- ・水路の適切な保全管理

道路

- ・体系的な道路網の形成
- ・交通の安全性と円滑化の確保
- ・自然環境の保全に配慮した農道、林道の整備

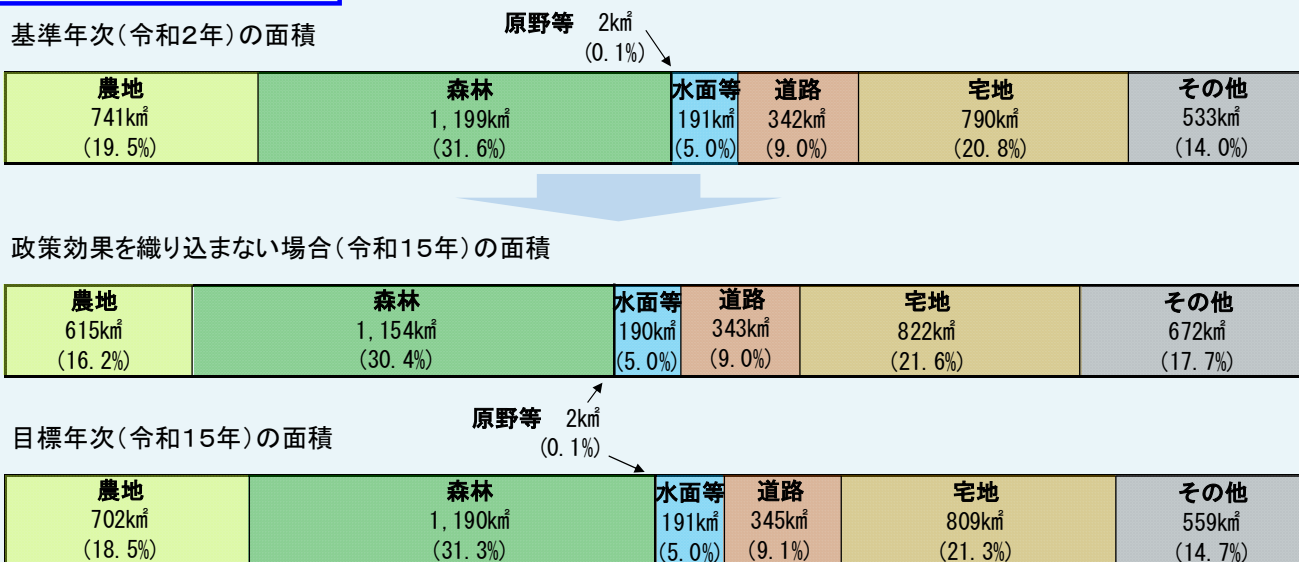
宅地（住宅地、工業用地等）

- ・居住や都市機能の集積
- ・豊かな田園環境と調和した産業基盤づくり
- ・市街地の再開発などによる土地利用の高度化

第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要

第2 県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 県土の利用区分ごとの規模の目標



2 地域別の概要

県南ゾーン

- ・人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などへの防災機能の向上
- ・住宅密集地は公園緑地などオープンスペースを確保
- ・都市近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業を推進

圏央道ゾーン

- ・都市と田園が共存し、圏央道の整備により一層の発展を期待
- ・宅地と農地の混在地域は、生活拠点に居住を集積し水害などへの防災機能を向上
- ・農地の集積や農業基盤整備による生産性の向上

県北ゾーン

- ・自然環境や歴史・伝統などの特徴的な資源を生かした地域振興
- ・大雪や土砂災害などに対する防災機能の向上
- ・林業の生産性向上と県産木材の利用拡大

本計画におけるゾーン区分図



第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要

第3 日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要

1 措置の概要

計画的かつ有効な県土利用の促進

利用区分別の有効利用の促進

- ・農地中間管理機構などを活用した農地の集積・集約化
- ・県産木材の利用拡大などによる森林資源の循環利用
- ・未整備区間の解消による道路網の多重化
- ・立地適正化計画による既成市街地への居住誘導

産業集積に必要な基盤づくり

- ・歴史、文化など様々な地域資源を生かした活力ある地域づくりを支援する産業基盤整備

土地利用転換を行う上での適正な調整

- ・開発許可制度の災害リスクを考慮した運用
- ・無秩序な転用の抑制による優良農地及び良好な営農環境の確保
- ・山地災害などに十分配慮した土地利用調整

安心・安全を実現する県土利用の推進

埼玉版流域治水の推進

- ・河川や砂防施設の集中的な整備による防災力の向上
- ・水害リスク情報の充実による減災力の向上
- ・貯留浸透施設の整備などによる保水力・遊水機能の保全

防災機能の向上

- ・土地利用規制区域の指定や不適正盛土の防止
- ・要配慮者の円滑な避難のための支援体制の強化

安定的な水資源の確保などによる総合的な水利用対策

- ・水資源開発施設の整備による水源の確保
- ・節水意識の普及啓発などによる水の効率的な利用

農地・森林の有する諸機能の向上

- ・優良農地の確保や計画的な農業基盤整備による保水・遊水機能など多面的機能を有する農地の保全
- ・山地災害防止や水源涵養など多面的機能を発揮させるための森林の適切な維持管理

人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進

持続可能なまちづくりの推進

- ・コンパクト、スマート、レジリエントの要素を兼ね備えたまちづくり
- ・都市の利便性と地方の魅力が融合した「デジタル田園都市」の考えを取り入れたまちづくり

みどりの保全・創出と川の共生

- ・彩の国みどりの基金などを活用した森林の再生や身近な緑の保全創出
- ・グリーンインフラの活用・展開の場である恵み豊かな川を未来に残すための川との共生

人と自然が調和する持続可能な県土利用

- ・原生的な自然や希少な野生生物が生息・生育する区域の保全
- ・再生可能エネルギーの普及拡大や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・整備などによるカーボンニュートラルの実現
- ・中山間地域では、優先的に維持したい土地を明確化し、地域の実情に応じた維持管理を実施

2 計画の効果的推進と進行管理

国、市町村との連携・協働

県土に関する調査の推進及び県民への情報提供

計画の総合的な点検